

## 特集

2024年度の年金額は前年度から2.7%のプラス改定

基礎年金は2年連続の引上げで老齢基礎年金は80万円台に

総務省から1月19日、「令和5年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」が公表されたことを受けて、同日、厚生労働省は2024年度の年金額改定について公表しました。

## ◆基本となる数値

- 物価変動率： 3.2%
- 名目手取り賃金変動率： 3.1%  
〔実質賃金変動率（▲0.1%）+物価変動率（3.2%）+可処分所得割合変化率（0.0%）=3.1%〕  
⇒ 〔物価>賃金〕となるため賃金変動率（3.1%）を用いる
- マクロ経済スライドによる調整： ▲0.4%  
⇒ 年金額改定率 2.7%

## ◆年金額の改定

年金額は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定されることとなります。このため、2024年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（3.1%）を用いて改定されました。また、2024年度はマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われました。従って、2024年度の年金額の改定率は2.7%となります。2年連続の引上げとなりました。

## 2024年度の主な年金の価格（本来水準の年金額）

## 2024年度における各裁定者の生年月日

- 新規裁定者（67歳以下の人） … 1957年4月2日以降生まれの人  
 既裁定者1（68歳の人） … 1956年4月2日～1957年4月1日生まれの人  
 既裁定者2（69歳以上の人） … 1956年4月1日以前生まれの人

2023年度の年金額改定では、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回ったため、新規裁定者（67歳以下の人 \*2023年度で1956年4月2日以降生まれ）は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上の人 \*2023年度で1956年4月1日以前生まれ）は物価変動率に基づき年金額の改定が行われ、1956年4月1日生まれを境に年金額の改定率に差が生じることとなり、既裁定者の改定率は新規裁定者の改定率より低くなりました。

2024年度の年金額改定では、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回ったため、一律で名目手取り賃金変動率に基づいて行われましたが、2023年度の年金額改定の影響を受け、同じ既裁定者でも、2024年度で68歳の人と69歳以上とで年金額が分かれることとなりました（既裁定者1・既裁定者2）。

## 【国民年金】

	新規裁定者 (67歳以下の人)		既裁定者1 (68歳の人)		既裁定者2 (69歳以上の人)	
	基本額	月額	基本額	月額	基本額	月額
老齢基礎年金（満額）						
遺族基礎年金（基本額）	816,000円	68,000円	816,000円	68,000円	813,700円	67,808円
2級障害基礎年金（基本額）						
1級障害基礎年金	1,020,000円	85,000円	1,020,000円	85,000円	1,017,125円	84,760円
第1子・第2子の加算額	234,800円	19,566円				
第3子以降の加算額	78,300円	6,525円				

○配偶者に支給される遺族基礎年金

子の人数	新規裁定者（67歳以下の人）・既裁定者1（68歳の人）				既裁定者2（69歳以上の人）			
	基本額	加算額	合計額	月額	基本額	加算額	合計額	月額
1人	816,000円	234,800円	1,050,800円	87,566円	813,700円	234,800円	1,048,500円	87,375円
2人	816,000円	469,600円	1,285,600円	107,133円	813,700円	469,600円	1,283,300円	106,941円
3人	816,000円	547,900円	1,363,900円	113,658円	813,700円	547,900円	1,361,600円	113,466円

○子に支給される遺族基礎年金

子の人数	基本額	加算額	合計額	1人の額	月額
1人	816,000円	0円	816,000円	816,000円	68,000円
2人	816,000円	234,800円	1,050,800円	525,400円	43,783円
3人	816,000円	313,100円	1,129,100円	376,367円	31,363円

【厚生年金】

	新規裁定者（67歳以下の人）・既裁定者1（68歳の人）		既裁定者2（69歳以上の人）	
	基本額	月額	基本額	月額
3級障害厚生年金の最低保障額 中高年齢寡婦加算	612,000円	51,000円	610,300円	50,858円
障害手当金の最低保障額	1,224,000円	102,000円	1,220,600円	101,716円
配偶者加給年金額・特別加算額	基本額	特別加算額	合計額	月額
1934.4.2～1940.4.1生まれの人	234,800円	34,700円	269,500円	22,458円
1940.4.2～1941.4.1生まれの人	234,800円	69,300円	304,100円	25,341円
1941.4.2～1942.4.1生まれの人	234,800円	104,000円	338,800円	28,233円
1942.4.2～1943.4.1生まれの人	234,800円	138,600円	373,400円	31,116円
1943.4.2～生まれの人	234,800円	173,300円	408,100円	34,008円

## ◆国民年金保険料について

国民年金の保険料は、2004年の年金制度改正により毎年段階的に引き上げられてきましたが、2017年度に上限(2004(平成16)年度水準で16,900円)に達したため、引上げが完了しました。2019年4月からは、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、2019年度分より、2004年度水準で保険料が月額100円引き上げられ、17,000円となりました。実際の保険料額は、2004年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により名目賃金の変動に応じて毎年度改定されます。2024年度・2025年度の保険料額は下表のようになります。

	2024年度	2025年度
法律に規定された保険料額(2004(平成16)年度水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 * ( )は前年度との差額	16,980円(+460円)	17,510円(+530円)

## ◆在職老齢年金について

在職老齢年金の支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定されます。2024年度の支給停止調整額は次のようになります。

	2023年度	2024年度
支給停止調整額	48万円	50万円